明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三八六～三八九、三九二、三九三）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三九〇）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三九一）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四六四）　五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同四六五）　一〇
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二六六六～二六八四）　三

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二六

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四六
裁判所
破産、免責関係　四四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

告示

○財務省告示第三百八十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十一月二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百六十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆三千六百五十二億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百四十七億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆三千六百五十二億四千二百八十八万九千五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百四十七億三百九十四万七千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年十一月二日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円一厘